

寒川農業振興地域整備計画を、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により変更するので、同条第4項及び第11条第1項の規定により公告し、当該計画の変更案及び変更理由書を次により縦覧に供します。

なお、縦覧期間満了の日までに、当該計画の変更案について、寒川町長に意見書を提出することができます。

また、当該計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者、その他土地に関し権利を有する者は、農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、平成29年12月18日（月）までに寒川町長にこれを申し出ることができます。

平成29年10月30日

寒川町長 木村俊雄

1 寒川農業振興地域整備計画変更案の縦覧期間

自 平成29年11月 1日（水）

至 平成29年12月 1日（金）

\*土曜日、日曜日、祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分

2 寒川農業振興地域整備計画変更案の縦覧場所

寒川町役場 寒川町宮山165番地

環境経済部 農政課